

平成26年2月5日 告示第12号

大垣市景観計画（一部）

3. 景観計画（6）大垣市景観遺産等

大 垣 市

(6) 大垣市景観遺産等

1) 大垣市景観遺産及び大垣市景観自慢の指定の方針

① 基本的な考え方

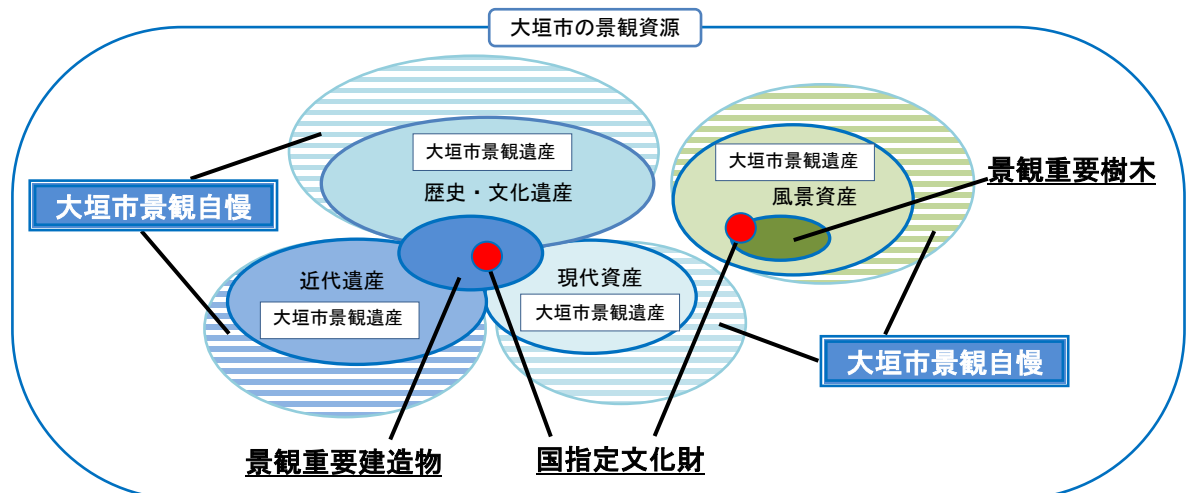
大垣市の近代化を支えた産業・文化等の近代遺産や、宿場町の歴史・文化の蓄積を感じさせる建造物をはじめ、文化財指定の有無を問わず（国指定文化財を除く）後世に伝承すべき景観を有する建造物等で、次に示す項目に該当するものについては、所有者の意見を聴き合意を得て「大垣市景観遺産」として指定します。

また、景観遺産には至らないが、地域住民に身近なものとして親しまれているもので、指定や顕彰によって景観まちづくり活動が促進される、あるいは保存や活用につながることで将来的に景観遺産への移行が期待される建造物等で、次に示す項目に該当するものについては、所有者の意見を聴き合意を得て「大垣市景観自慢」として指定します。

基本的な 考え方

- 明治から昭和初期に建造された建造物で、産業都市大垣を象徴するもの（近代遺産）
- 宿場町の風情を醸し出す建造物など、大垣の歴史・文化の蓄積を感じさせる建造物（歴史・文化遺産）
- 優れたデザインにより建造物としての価値が高いもの（現代資産）
- その他、地域の良好な景観形成に貢献している建造物等（風景資産）

<制度のイメージ図>



② 地域別の指定方針

大垣市景観遺産及び大垣市景観自慢の指定にあたり、景観計画区域ごとにおける主な指定方針は次のとおりです。

- 賑わいの情景区域
 - ・旧街道筋の建物のうち、歴史的建築様式を今に伝える町屋など
 - ・近代的な建物のうち、デザインの特に優れた、地域のシンボルとなる建造物など
 - ・産業都市大垣らしさを感じさせる、地域の重要な景観要素となっている建造物など
- 暮らしの情景区域
 - ・旧街道筋の建物のうち、歴史的建築様式を今に伝える町屋など
 - ・産業都市大垣らしさを感じさせる、地域の重要な景観要素となっている建造物など
- 田園の情景区域
 - ・水屋などの伝統的な生活様式を今に伝える農家住宅など
 - ・田園集落において重要な景観要素となっている寺社などの建造物など
- 里山の情景区域
 - ・里山の生活様式を今に伝える、石垣など地域の特徴が良くあらわれた住宅など
 - ・里山集落において重要な景観要素となっている寺社などの建造物など

③ 指定の方法

大垣市景観遺産及び大垣市景観自慢の指定は、候補物件の抽出段階から広く市民の意見を集め、さらに別に設置する「大垣市景観遺産審議会」（32ページ参照）の意見を聴いて行うものとします。

大垣市景観遺産及び大垣市景観自慢の指定を行ったときは、これを表示する標識を設置するものとします。

④ 保全・管理並びに活用について

大垣市景観遺産及び大垣市景観自慢に指定された建造物等については、所有者との合意のもとに、その良好な景観が損なわれないよう、管理基準に従い適切な保全・管理を行うものとします。

また、大垣市景観遺産及び大垣市景観自慢として指定された物件のPRを行い、その景観的価値を市民に知らせるとともに、所有者等との合意のもとに、景観まちづくりの核としての積極的な活用を促進します。

2) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

① 景観重要建造物の指定

大垣市景観遺産に指定された建造物の中でも、積極的な保全が求められる建造物については、所有者の意見を聴き合意を得て、さらに「大垣市景観遺産審議会」の意見

を聴いて、景観重要建造物として指定します。

景観重要建造物に指定されることにより、増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、市長の許可を得て行うこととなります。ただし、現状変更の規制がかかることにより生じる損失については、市から補償されます。また、相続税についても、その評価において、利用上の制限の程度に応じた適正な評価がなされます。

景観重要建造物の指定を行ったときは、これを表示する標識を設置するものとします。

② 景観重要樹木の指定

大垣市景観遺産に指定された樹木の中でも、市民に親しまれ、道路その他の公共の場所から見ることができ、次に示す項目に該当する樹木については、所有者の意見を聴き合意を得て、さらに「大垣市景観遺産審議会」の意見を聴いて、景観重要樹木として指定します。

景観重要樹木に指定されることにより、伐採や移植については、市長の許可を得て行うこととなります。

基本的な 考え方

- 樹木としての歴史・文化的価値が高く、地域の景観を特徴づけている樹木
- ※アイストップや街角など景観上重要な場所に位置し、地域の良好な景観形成に貢献している樹木
- 樹容が地域のシンボリックな存在であり、地域の良好な景観形成に貢献している樹木

用語解説

※アイストップ

街角や行き止まり、曲がり角等にある樹木等をはじめ、人の視線をひきつけるような役割を果たしているもの。

※大垣市景観遺産等の比較表

	根拠法令	現状の変更等	税支援	損失補償	管理協定
大垣市景観遺産 大垣市景観自慢	景観条例	届出制	無	無	無
景観重要建造物	景 観 法	許可制	有	有	有
景観重要樹木	景 観 法	許可制	無	有	有

3) 大垣市景観遺産審議会の設置

① 目的

大垣市景観遺産審議会は、市長の諮問に依りて、旧街道の宿場町に点在する歴史・文化の蓄積を感じさせる建造物や、大垣市の近代化を支えた産業・文化等の近代遺産等の、後世に伝承すべき景観を有する建物や構造物等を総称する「大垣市景観遺産」等の保存及び活用に関する専門的及び技術的事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関し必要と認める事項を市長に建議します。

② 構成

大垣市景観遺産審議会は5人程度で組織し、文化財保護法との連携を図る意味から市文化財審議委員、都市計画景観審議会との連携を図る意味から都市計画景観審議会の学識経験者、その他、歴史的建造物保全についての活動を行っている建築士や、景観に関する専門家、地域代表等から委員の選任を行います。

③ 審議会への諮問事項

- 大垣市景観遺産及び大垣市景観自慢の指定並びにその指定の解除
- 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定並びにその指定の解除
- （仮称）大垣市景観遺産ファンドによる助成についての審議
- その他大垣市景観遺産等に関する事